

## 箕面市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(令和八年三月二十六日箕面市訓令第三十号)

### (趣旨)

第一条 この要綱は、箕面市人権のまち条例（平成十五年箕面市条例第二十九号）及び箕面市人権のまち推進基本方針の趣旨に基づき、市民一人ひとりが人権について深く考え、多様性を認め合い、命の尊さや個人の尊厳が大切にされ、自らの努力で、より自由、平等で、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことをめざし、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- 二 パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティであつて、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した二者の関係をいう。
- 三 宣誓 パートナーシップの関係にある二者が、市長に対し、パートナーシップの関係にあることを誓うことをいう。

### (宣誓の要件)

第三条 宣誓は、次の各号のいずれにも該当する者が行うことができるものとする。

- 一 双方が民法（明治二十九年法律第八十九号）第四条の成年に達していること。

二 一方又は双方が、市内に住所を有すること又は市内への転入を予定していること。

三 双方が宣誓しようとする相手方以外の者と現に婚姻関係（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）にないこと。

四 双方が宣誓しようとする相手方以外の者と現にパートナーシップの關係にないこと。

五 双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）の關係にないこと。ただし、パートナーシップの關係にある者が養子縁組をしている場合を除く。

#### （宣誓の方法）

第四条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第一号。以下「宣誓書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類（宣誓をする日以前三月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

一 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者にあつては、転出証明書等その事実を確認できる書類）

二 婚姻をしていないことを証明する書類（外国籍を有する者にあつては、大使館等の公的機関で発行される婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文）

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、両当事者以外の者にこれを代筆させることができる。

3 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

一 個人番号カード

二 旅券

三 運転免許証

四 前三号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であつて、市長が適当と認めるもの

五 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について市と調整するものとする。

(宣誓の証明)

第五条 市長は、前条第一項の規定により宣誓がなされたときは、当該宣誓があつたことを証明する。

2 前項の規定による証明は、パートナーシップ宣誓証明カード(様式第二号。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付することにより行うものとする。

(通称の使用)

第六条 宣誓をしようとする者は、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望するときは、公的機関からの郵便物等の提示により、宣誓書及び証明カードにおいて通称を使用することができるとができる。

(証明カードの再交付)

第七条 証明カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)が、証明カードの紛失、毀損、汚損等により証明カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明カード再交付申込書(様式第三号。以下「再交付申込書」という。)を市長に提出することにより、証明カー

ドの再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により証明カードの再交付を受ける場合にあつては、再交付申込書に当該証明カードを添えなければならない。

2 第四条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 紛失により第一項の規定による証明カードの再交付を受けた者は、紛失した証明カードを発見した場合は当該紛失した証明カードを市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第八条 宣誓者は、住所又は氏名（通称を含む。）に変更があつたときは、パートナーシップ宣誓事項変更届兼証明カード再交付申込書（様式第四号。以下「変更届兼再交付申込書」という。）にその変更に係る事実を確認することができる書類及び変更前の証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。

2 第四条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、変更届兼再交付申込書の提出を受け、証明カードの記載事項を変更したときは、証明カードを再交付するものとする。

(証明カードの返還)

第九条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明カード返還届（様式第五号。以下「返還届」という。）を市長に提出し、交付した証明カードを返還しなければならない。ただし、証明カードの紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 双方の意思によりパートナーシップの関係が解消されたとき。

二 宣誓者の一方が死亡したとき。

三 第三条第二号から第五号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第四条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）に転出後も引き続きパートナーシップの関係を継続する場合を除く。）

2 第四条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（宣誓の無効）

第十条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、宣誓を無効とし、証明カードの返還を求めるものとする。

一 一方又は双方が宣誓書を提出した時点において第三条各号に掲げる要件に該当していなかったことが証明カードを交付した後に判明したとき。

二 一方又は双方が証明カードを不正に利用し、偽造し、又は変造したと市長が認めるとき。

2 宣誓者は、前項の規定により返還を求められたときは、遅滞なく証明カードを市長に返還するものとする。

（情報提供及び啓発）

第十一条 市は、宣誓の趣旨が適正に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう必要な広報活動を行うとともに、市民や事業者に必要な適切な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

（他の自治体と連携を図る場合の取扱い）

第十二条 宣誓をしようとする者が、連携自治体においてパートナーシップの関係にある旨の宣誓に係るパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている場合であって、連携自治体から市内に転入後も引き続きパートナーシップの関係を継続するときは、規約第三条第二項の規定により、証明カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定により証明カードの交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第六号。以下「申告書」という。）に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添えて、来庁又は郵送により市長に提出するものとする。

一 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓書受領証等

二 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者にあつては、転出証明書等その事実を確認できる書類）

三 郵送手続の場合にあつては、証明カードの送付に必要な金額の郵便切手を貼付した返信用封筒

四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があつたときは、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

4 前項の規定による手続については、転入宣誓者の双方の同意を得られなかった場合に限り行うことができる。

5 転入宣誓者の一方又は双方が自ら申告書に記入することができないと市長が認めるときは、当該転入宣誓者以外の者に代筆させることができる。

6 転入宣誓者は、申告書を提出する際、その双方が本人であることを明らかにするため、第四条第三項各号に掲げるいずれかの書類の提示（郵送手続の場合にあつては、当該書類の写しの提出）を行うものとする。

（委任）

第十三条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。